

金沢市地域福祉計画2018

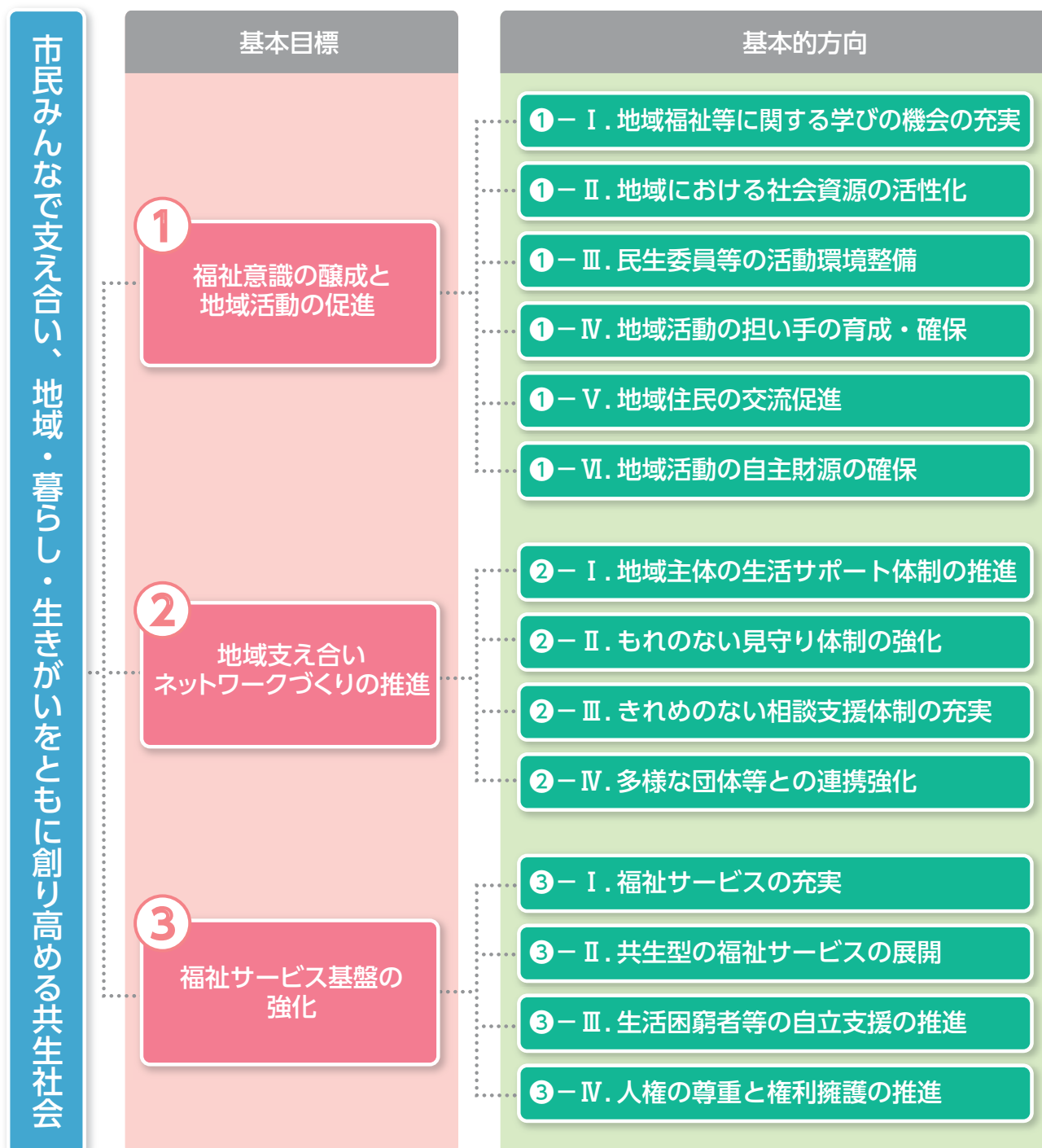
みんなで支え合う地域社会をめざして
～ 一人ひとりが出来ることから少しずつ ～

【概要版】

【計画期間】 2018年度 ▶ 2022年度



計画の体系



金沢市福祉総務課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 TEL 076-220-2278 FAX 076-220-2360
E-mail fukushi_s@city.kanazawa.lg.jp

金沢市地域福祉計画2018の本編は、金沢市ホームページ(<http://www4.city.kanazawa.lg.jp>)からダウンロードできます。

計画の目標

市民みんなで支え合い、地域・暮らし・生きがいとともに創り高める共生社会

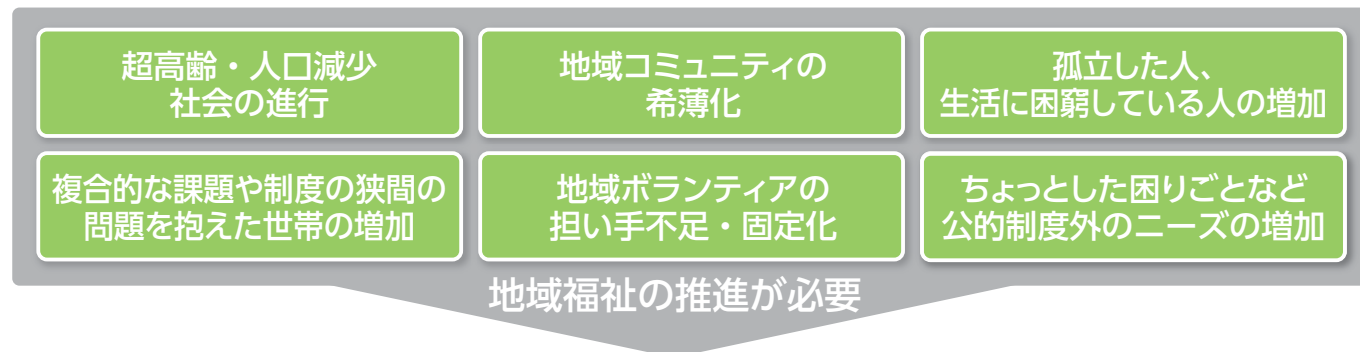
かけがえのない人間として尊重され、自己の持つ可能性を最大限に発揮しながら、希望や喜びを感じて心豊かに生きることは、市民共通の願いです。

市民一人ひとりの暮らしの豊かさと、より良い地域社会を築くことは一体のものであり、市民一人ひとりが、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的で積極的な取組の広がりが必要です。

本計画では、市民、地域団体、行政などがそれぞれの立場で地域課題に対して主体的に関わるとともに、相互の連携をより深め、地域全体で支え合う活動を一層進めることで、誰もが安心して暮らしやすい共生社会の実現を目指します。

金 沢 市

地域福祉を取り巻く現状



求められる機能等

- 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境
- 市民一人ひとりの「居場所」と「役割」
- 支援を必要とする人をもれなくカバーする仕組み
- 地域活動やボランティア活動に参加しやすい仕組み
- 身近な場所で様々な相談ができる窓口機能
- 企業、学生、NPO等と連携した地域力の強化

基本目標① 福祉意識の醸成と地域活動の促進

地域福祉を推進するため、一人ひとりが地域社会の一員として地域活動への関心を持ち、「顔の見える」関係でお互いに支え合うための地域づくりについて定めています。

福祉意識の啓発、地域活動やボランティア活動に参加しやすい仕組みを構築します。

【主な重点取組】

○地区社会福祉協議会の機能強化

地域住民からの相談や地域生活課題を把握し整理する機能を強化するとともに、地区社協が中心となって策定する「地区別地域福祉活動計画」の策定を通して、地域独自の活動の推進を図ります。

○善隣館活動の活性化

「善隣思想^{※1}」の実践と善隣館の新たな事業展開として次の取組を進めます。

- ・ 各善隣館の情報発信力の向上を支援します。
- ・ 共生型の福祉活動を研究し、具現化を目指します。

※1 助け合いの心で、近隣の人と心をかわせ、支え合い、お互いに善き隣人を創っていくという考え方

○金沢ボランティアセンターの機能強化

市民や企業が積極的にボランティア活動へ参加できる環境の創出を目指し、福祉ボランティアの需要と供給をマッチングさせるためのシステムを構築します。

○「役割」と「居場所づくり」による「いきいきシニア活動」の推進

元気な高齢者が地域活動やボランティア活動に参加しやすい仕組みを構築します。

○地域住民が集いやすい「居場所づくり」の促進

住民同士が気軽に交流できる「居場所づくり」を促進します。



基本目標② 地域支え合いネットワークづくりの推進

日常生活における様々な福祉課題への対応や、社会的孤立を防ぐ取組等を通じ、支援を必要とする人のニーズに応じた住民主体の生活サポート体制づくりの推進と、地域・専門機関・行政等が連携するネットワークの強化について定めています。

【主な重点取組】

○地域安心生活支え合い事業実施地区の拡大

ひとり暮らし高齢者等の孤立防止と日常生活のちょっとした困りごとへの対応を地域住民主体で行う地域安心生活支え合い事業を、2022年度までに市内54地区全てで着手します。（2013年度より当該事業を開始し、2017年度までに19地区で着手しています。）

○IoTを活用した認知症高齢者地域見守りネットワーク事業

地域における認知症高齢者等の見守り体制を強化し、IoTを利用した見守りネットワークを構築します。

○包括的支援体制の強化

行政、地域包括支援センター、専門機関等との協働による相談支援体制や関係機関への連絡体制を強化します。

○地域における相談機能の整備

地域の身近な場所で日常生活の様々な相談を受け止める窓口としての機能を関係機関との連携・協力により整備します。

○生活支援コーディネーターによる地域への支援

生活支援コーディネーターを核として地域のネットワークづくりや地域における相談支援体制の構築を支援します。



基本目標③ 福祉サービス基盤の強化

支援を必要とする様々な人が安心して暮らし続けられるため、住みよい環境づくりと福祉施策の充実を図るとともに、福祉サービスの量的確保と質の向上を図る施策のほか、経済的に困窮している人や判断能力が十分でない人等の、権利擁護の推進について定めています。

【主な重点取組】

○生活困窮者等への支援体制の推進

「生活困窮者自立支援法」や「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、支援を必要とする方への総合的な支援体制を推進します。

○成年後見制度を利用しやすい環境の整備

国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、次の取組を進めます。

- ・ 金沢権利擁護センターの機能強化
- ・ 成年後見制度を利用する人がメリットを実感できる制度の運用
- ・ 権利擁護関係機関（行政、家庭裁判所、地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）による地域連携ネットワークの構築

